

52安局(放安)第64号  
昭和52年 7月 21日

般

科学技術庁原子力安全局

局長 牧村 信之

トリチウム。ターゲットの放射線障害  
防止法上の取扱いの変更について(通  
知)

「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」の規制を受ける放射性同位元素の取扱いについては、同法の規定するところに従い、放射線障害の防止、公共の安全の確保について日頃格段の努力を傾っているところであるが、従来、使用の許可において「密封された放射性同位元素」として取り扱ってきたトリチウム。ターゲットについては、漏えい等をしたトリチウムにより中性子発生装置及びトリチウム。ターゲット取扱作業室内の壁、床等の汚染がみられることがんがみ、今後は、トリチウム。ターゲットは、汚染を生ずるおそれのない一部のものを除き、「密封されていない放射性同位元素」として取り扱うこととした。

よつて、各関係使用者におかれでは、この旨御了知の

うえ、別紙1及び2に留意して所要の措置を講じられる  
ようお願いする。

なお、本件に関する使用者の対応状況については、当  
分の間は、立入検査に際し、重点事項（猶予期間を置いた  
使用施設等の改善については重点指導事項）として取  
り上げる予定であるので、併せて御了知願いたい。

(別紙1)

非密封の放射性同位元素としてのトリチウム・

ターゲットに対する放射線障害防止法の規

定の適用等

1. 使用保管・廃棄(法第15条、第17条、第19条)

(1) トリチウム・ターゲットの使用に係る安全取扱い。

イ トリチウム・ターゲットを中性子発生装置に取り付ける際  
及小取り外す際にトリチウムを吸着しているチタン膜  
が剥離し飛散するおそれがあるのでボリエチレン  
一等で床を覆い汚染を防止すること。

ロ トリチウム・ターゲット取扱い業者では専用のスリッパを  
着用し更に汚染のおそれのある作業を行う場合に  
は専用の作業衣、手袋等を着用すること。(則第15条第7号)

ハ トリチウム・ターゲット取扱終了時及びターゲット附近の  
着脱を抜かりなくさは放射線測定器等による汚  
染検査を行うこと。また、作業室から退出するとさは  
作業衣、手足等について汚染検査を行うこ  
と(則第15条第8~第10号)

ニ 汚染検査の結果 汚染の確認された  
物については廃棄する場合 放射性廃棄  
物として取扱うこと(則第19条)

## (2) リチウム・ターゲットの保管及び廃棄

1. リチウム・ターゲットは、常温でもやすからずリチウムの漏洩がみられ、また、湿氣等によりチタン膜の劣化が進むので、取り外したターゲットは、氣密な構造の容器に入れて貯蔵、保管すること。  
(則第17条)

2. 現在、保管廢棄中のリチウム・ターゲットについて

も、上記1に準じて保管すること。(則第19条)

八 真空ポンプの廃油その他汚染された物  
は、専用の容器に封入するか、汚染のひろがり  
を防止する特別な措置をして、保管廢棄設備  
等で保管すること。(則第19条)

## 2. 測定(法第20条)

(1) 汚染のある場所、機材等について定期的  
にスミア試験等による汚染検査を実施するこ  
と。(則第15条第6号 第20条第1項等)

(2) 併用頻度の多い事業所では、リチウムモニターを  
備え、排氣中及び作業室内の空氣中の放射能  
濃度を監視するとか望ましいこと。(則第15条第6  
号 第20条第1項等)

3. 使用施設 廃棄施設 トリチウム漏洩ガス処理  
装置(法第6条、令第12条 第17条)

(1) トリチウム・ターゲット取扱作業室に関する点は、汚染検査室を設けること。汚染検査室は、作業室の出入り付近等に設け、最低限更衣ロッカー、放射線測定器、その他安全管理に必要な物を備えておくこと。

(2) 真空ポンプからの排ガスは、作業室内に漏れないとより、排氣装置又は必要に応じ漏洩ガス処理装置に接続すること。排氣装置に接続しない場合には、排氣口付近を管理区域とすること。

なお、排氣装置及び漏洩ガス処理装置への接続については、事業所によって使用頻度、使用状況が異なるので、実情に合わせて措置すること。

(3) トリチウム・ターゲット取扱作業室に関する点は、上記(1)及び(2)のほか、令第12条の密封されない放射性同位元素の使用に係る施設の基準によること。

4. その他

トリチウム・ターゲットを使用する中性子発生装置の安全取扱いについて、放射線障害予防規定に定めるか、又はマニエアルを作成して、安全管理の周知徹底を図ること。

(別紙2)

所要手続等

1. 昭和55年3月31日までに次の手続のうち事業  
所の実態に照らし所要のものを終了すること。

(1) 使用施設(管理区域及び標識の変更も  
含む)等の変更許可申請

(2) 放射線障害予防規定の変更届

2. 本文中「汚染を生ずるおそれのある一部のもの」と  
はトリチウム・ターゲットが密封型の封じ管にあって  
いるもの等 汚染を生ずるおそれのないものと/or。